ワークライフバランス行動計画

社員が仕事と家庭での生活を両立させることができ、全社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　　令和7年4月1日～令和9年3月31日

2．内容

目標 1　計画期間内に一年以上勤務する全社員の育児休業取得率 100%とする。

対策

・育児休業を取得した社員が担当していた仕事をカバーできるよう、業務内容の把握及び各部署 3 人以上の担当者を置き仕事の属人化を未然に防止する。

・仕事量の調整を育児休業（出生時育児休業も含めて）取得の半年以上前から行う。

目標 2　短時間勤務制度を小学校就学中の子を持つ社員も可能とする。

対策

・短時間勤務制度を周知する。